

# 平成30年第1回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成30年3月15日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。去る9日に開会されました、平成30年第1回定例会も本日、最終日となりました。</p> <p>連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。</p>
々	<p>ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「委員長報告」を議題とします。</p> <p>予算特別委員会委員長から「委員会審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。5番片岡予算特別委員会委員長。</p>
片岡予算 特別委員 長	<p>川本町議会議長 植田 昌平 殿。</p> <p>予算特別委員会 委員長 片岡 通泰。</p> <p>委員会審査報告書。</p> <p>本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第76条の規定により報告します。</p> <p>記。</p> <p>議案番号、「議案第17号、平成30年度川本町一般会計予算」、審査結果、「原案認定」。</p> <p>「議案第18号、平成30年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第19号、平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第20号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第21号、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>「議案第22号、平成30年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」、「原案認定」。</p> <p>付帯意見。</p> <p>平成30年度川本町一般会計予算について、まちづくり推進課所管のまちごと魅力化センター整備事業の予算執行にあたっては、議論を深めて議会・町民との合意形成を得るまでは執行しないこと。以上です。</p>
議 長	<p>以上で、予算特別委員会委員長の報告を終わります。</p>

議 長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 それでは、まず「議案第17号、平成30年度川本町一般会計予算」について討論  
を行います。  
討論はありませんか。

々 ここで、討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。  
1番山口議員。

1番  
山口議員 平成30年度川本町一般会計予算。本予算は、本町の基幹産業である農業の支援、  
子育ての支援について不十分であり、また、中小企業振興条例に基づく具体的な振興  
策が示されていないなどの理由から、平成30年度川本町一般会計予算に対する反対  
討論を行います。  
地方自治体の仕事は、地方自治法第1条に規定する通り、「住民の健康と福祉を増  
進し、住民の安全をはかる」ことにあります。くらしが大変になっている時だからこ  
そ、安倍政権の社会保障削減、くらし圧迫のまちがった政治を町政に持ち込むのか、  
それとも、自治体が立ちはだかつて、町民のくらしと福祉を守る防波堤としての役割  
を果たすのかが鋭く問われています。  
農業支援について。農業公社廃止後の農業支援体制や町が主体となつての具体的支  
援策が不十分な予算編成であり、稲作・野菜、エゴマ、有機農業等を抜本的に推進す  
る政策を求めます。  
中小企業・商工業者支援について。中小企業・地元業者の振興にとって、住宅リフ  
ォーム助成制度は、地域循環型経済をめざすうえで重要です。この制度は、「町民が  
住宅のリフォームを行った場合に、その経費の一部を自治体が助成することにより、  
住宅の改善を容易にするものであり、地元業者を利用することにより、仕事起こしに  
もつながるものであります。  
子育て支援について。こどもの貧困をなくし、子育てを支援し、若年層の定住化を  
促進する一環として、学校給食費の保護者負担を全額助成して無償、または一部助成  
して、食のセーフティネットである給食費の保護者負担の軽減をはかっていくことが  
必要と考えます。  
町民のくらしと福祉をまもり、産業の振興をはかる予算を求めて、私の討論を終り  
ます。

議 長 ただいま反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
他に討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

- 議長 これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第17号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。
- 々 よって、「議案第17号」は、原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、「議案第18号、平成30年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」  
について討論を行います。
- 々 討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第18号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第18号」は、原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、「議案第19号、平成30年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につ  
いて討論を行います。
- 々 討論はありませんか。
- 々 ここで、討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。  
1番山口議員。
- 1番 山口議員 私は、差別と負担増の後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保険制度に戻す事を  
求める立場から、川本町後期高齢者・・・  
（「山口議員、今、国民健康保険です、原稿違いです」議長の声）  
すみませんでした。
- 々 川本町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。  
「高すぎる国保税は生活を圧迫している」というのが町民の切実な声です。現在、国  
保は、住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に、重い負担や過酷な

1 番  
山口議員 滞納取り立てで住民の生活と健康、いのちまで脅かすという本末転倒の事態が広がっています。さらに、来年度の地方税制の改正によって、国保税の課税限度額、負担上限額が54万円から58万円に引き上げられます。高額所得者とは言えない中間層に、いっそう重い負担を課することにつながります。もともと国保の財政難と国保税の高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。この30年間、1984年度から2014年度の間、市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から24%と半減しています。国保の構造的な問題、危機的状況を打開する抜本的な制度改革が必要です。「国保税を引き下げて欲しい」、この町民の声に真摯に向き合う町政が求められているのではないのでしょうか。国保は、日本国憲法25条に基づく社会保障制度であり、国民皆保険制度の最後の砦と言える制度です。国保は、町民のいのちと健康を守るものでなければなりません。来年度からの国保事業の「県単位化」にあたって、県から示されている本町の県への納付金は、現在の国保税の引き下げが可能な金額が示されています。これまで、本町で、納得のできる合理的根拠もなく値上げされてきた国保税を、今こそ引き下げる時ではないのでしょうか。町民の「国保税の負担を軽減してほしい」の願いに答えて、国保税の引き下げに踏み切るべきです。財源は、保有基金の取り崩し、国庫支援金の活用、一般会計からの繰り入れで十分に可能です。町民に重い負担を強いる国保税の引き下げを求め、私の討論を終わります。

議長 ただいま、反対討論がありました。賛成討論の方はありますか。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第19号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第19号」は、原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第20号、平成30年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について討論を行います。  
討論はありますか。

々 ここで、討論の申し出がありましたので、この発言を許可します。  
1番山口議員。

1 番  
山口議員 私は、差別と負担増の後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すことを求める立場から、川本町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

1 番 山口議員 安倍内閣は、後期高齢者制度導入時に設けられた低所得者の保険料を軽減する「特例減税」の一部も打ち切り、際限のない負担増を押し付け、「負担増をがまんするか、医療を受けるのを制限するのか」を迫っています。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付ける稀代の悪法です。2008年度の制度開始以来、今回、初めて保険料が引き下げられることになりましたが、これまで4回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

一方、老人保健制度は、高齢者が国保や健保に加入したまま、現役世代よりも低い窓口負担で医療を受けられるようにする財政調整のしくみです。医療を老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。75歳になったとたんに家族の医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障がい者も国保や健保に入ったまま低負担で医療を受けられます。

後期高齢者医療制度を廃止したうえで、減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額して、国保税・窓口負担の軽減を推進します。

高齢者が安心して必要な医療を受けられるために、後期高齢者医療制度の廃止を求め、私の討論を終わります。

議長 ただいま、反対討論がありましたが、賛成討論の方はありませんか。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 「議案第20号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。

々 よって、「議案第20号」は、原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第21号、平成30年度川本町簡易水道事業特別会計予算」について  
討論を行います。

々 討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

- 議 長 「議案第 2 1 号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第 2 1 号」は、原案のとおり「決定」しました。
- 々 次に、「議案第 2 2 号、平成 3 0 年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」  
について討論を行います。
- 々 討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 2 号」に対する委員長報告は、「原案認定」であります。  
この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第 2 2 号」は、原案のとおり「決定」しました。
- 々 以上で「予算特別委員会委員長」の報告を終わります。
- 々 それでは、日程第 2、「議案第 2 号、川本町公共施設等総合管理基金条例の制定に  
ついて」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 2 号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第 2 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第 3、「議案第 3 号、川本町課設置条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて」の件を議題と致します。

- 議 長 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
          | (「ありません」の声あり)  
          | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
      | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第3号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
      | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第3号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第4、「議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
      | 条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
      | (「ありません」の声あり)  
      | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
      | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第4号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
      | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第4号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第5、「議案第5号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等  
      | に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
      | (「ありません」の声あり)  
      | 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
      | この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第5号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
      | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、日程第6、「議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第6号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第6号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第7、「議案第7号、多田地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第7号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第7号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第8、「議案第8号、川本町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第8号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。



- 議 長 | 挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第8号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第9、「議案第9号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第9号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第9号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第10、「議案第10号、川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第10号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第10号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第11、「議案第11号、川本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第11号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第11号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第12、「議案第12号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第12号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第12号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | 次に、日程第13、「議案第13号、川本町企業立地支援貸付条例の一部を改正す  
る条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 | これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 | 「議案第13号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 | よって、「議案第13号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 | ちょっと1分、休憩ください。 (午前9時56分)
- 々 | 失礼しました。会議を再開します。 (午前9時57分)

議 長 次に、日程第14、「議案第14号、川本町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第14号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第14号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第15、「議案第15号、平成29年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第15号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第15号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 次に、日程第16、「議案第16号、平成29年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第16号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

- 議長 挙手「多数」であります。
- 々 よって、「議案第16号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第17、「議案第23号、専決処分の承認を求めることについて《平成29年度川本町一般会計補正予算（第5号）》」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第23号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第23号」は原案のとおり、「承認」されました。
- 々 次に、日程第18、「議案第24号、川本町過疎地域自立促進計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第24号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第24号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 次に、日程第19、「議案第25号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長      これより「採決」に入ります。  
             この採決は、「挙手」により行います。
- 々      「議案第25号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
             挙手「全員」であります。
- 々      よって、「議案第25号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々      次に、日程第20、「議案第26号、川本町高齢者生産活動センターの指定管理者  
             の指定について」の件を議題と致します。
- 々      これより討論を行います。討論はありませんか。  
             （「ありません」の声あり）  
             討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々      これより「採決」に入ります。  
             この採決は、「挙手」により行います。
- 々      「議案第26号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
             挙手「全員」であります。
- 々      よって、「議案第26号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々      次に、日程第21、「議案第27号、工事請負変更契約の締結について」の件を議  
             題と致します。
- 々      これより討論を行います。討論はありませんか。  
             （「ありません」の声あり）  
             討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々      これより「採決」に入ります。  
             この採決は、「挙手」により行います。
- 々      「議案第27号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
             挙手「全員」であります。
- 々      よって、「議案第27号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々      次に、日程第22、「議案第28号、財産の処分について」の件を議題と致します。
- 々      これより討論を行います。討論はありませんか。

- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第28号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第28号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 ここで、暫時休憩を致します。 (午前10時04分)
- 々 谷川教育長、議場からの退席をお願いします。  
  
(谷川教育長 議場から退場)
- 議 長 会議を再開します。 (午前10時04分)
- 々 それでは、日程第23、「議案第29号、教育委員会教育長の任命について」の件  
を議題と致します。
- 々 執行部から、提案理由の説明を求めます。  
番外三宅町長。
- 番外  
三宅町長 「議案第29号、教育委員会教育長の任命について」。  
下記の者を教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関  
する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。  
住所、島根県邑智郡川本町大字川下1432番地1。氏名、<sup>やがわけんじ</sup>谷川賢治。生年月日、  
昭和30年8月29日生まれ。平成30年3月15日提出。川本町長、三宅 実。
- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

議 長 | これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 | 「議案第29号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 | よって、「議案第29号」は原案のとおり、「同意」されました。

々 | ここで、暫時休憩を致します。 (午前10時06分)

々 | 谷川教育長、議場への入場をお願いします。  
  
(谷川教育長 議場へ入場・着座)

々 | ただいま審議されました、教育委員会教育長の任命については、満場一致で「同意」  
されました。それでは、谷川教育長、登壇の上、ご挨拶願います。

番外谷川  
教育長 | 先ほどは、満場一致でご承認いただきましてありがとうございます。新教育長制度  
になって一期目3年間が終わりました。二期目に向けて残った課題、それから今、教  
育行政たいへんスピードの速い変化を遂げております。こういった中にも対応出来る  
ように教育行政に邁進して参りたいと思います。皆様方のご協力を賜りながら、尽力  
を尽くす所存でありますので、よろしくお願い致します。

議 長 | 以上で、谷川教育長のあいさつを終わります。

々 | 会議を再開します。 (午前10時07分)

々 | 次に、日程第24、「議案第30号、監査委員の選任について」の件を議題と致し  
ます。

々 | 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外  
三宅町長 | 「議案第30号、監査委員の選任について」。  
下記の者を川本町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定  
により、議会の同意を求める。  
住所、島根県松江市西津田10丁目17番地24号19。氏名、<sup>やまかわひろし</sup>山川博司。生年月  
日、昭和24年4月28日生まれ。平成30年3月15日提出。川本町長、三宅 実。

- 議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。
- 々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより「採決」に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第30号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第30号」は原案のとおり、「同意」されました。
- 々 日程第25、「閉会中の継続審査・調査の申し出について」の件を議題と致します。
- 々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とする事に、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 日程第26、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。  
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。
- 々 日程第27、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。
- 番外  
三宅町長 3月9日に開会致しました平成30年第1回川本町議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。今定例会におきましては平成30年度一般会計予算他9件、条例案件13件、その他案件7件等、29議案につきまして、それぞれ慎重にご審議を賜り全て原案どおり議決を賜り心より感謝申し上げます。また、期間中いただきましたご意見、ご提言等につきましては、しっかり精査する中でより良い町づくりに向け邁進して参ります。この3月で退任されます平田代表監査委員様におかれましては、大所高所から監査を通して業務改善についてご指導いただきました。厚くお



番外  
三宅町長 礼申し上げます。退任後も健康にご留意いただき、活躍されます事をご祈念申し上げます。4月から株式会社三協の操業、或いはバスによる代替交通が始まります。また川本波多線の多田トンネル工事や大田市との可燃ゴミ共同処理施設の建設工事が本格化して参ります。そして鉄道資産や旧役場庁舎跡地の利活用を含めた夢のある弓市の町づくりがオール川本で始まります。そうした意味で平成30年度は非常に大きな思いをもって望む年であります。一日に島根中央高校の卒業式がございまして、翌日4人の卒業生が中学生を前にして、自分計画のプレゼンを行っております。いちど県外に出て大きな視野を広め、一回りも二回りも大きくなって再び川本町へ帰ってきて、町のために働きたいという立派な決意表明を受けましてたいへん感激したところでございます。改めて彼らがいつでも川本に帰ってきてくれる町を作っていかなければならないと強い思いを持った次第でございます。これから小学校の卒業式、テレワークの開所式が行われます。また3月31日には三江線の最後の走りには心から感謝を込めて見送りをしたいと思っております。4月になれば入学式という事で新たな旅立ちのスタートであります。

議員の皆様におかれましては、これから益々、多忙な毎日かと存じますが、どうか健康には十分にご留意いただき、活躍されます事をご祈念申し上げます。

閉会にあたり以上を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 ここで、今月3月31日をもって任期を迎えられます、平田代表監査員より一言あいさつをお願い致します。

平田代表  
監査委員 どうも皆さん、おはようございます。アツという間の4年間でした。官庁会計の経験値を積むこともできました。私の監査の指摘で業務改善が少しでも進んだならうれしく思います。

私は、5年半前に夫のUターンに伴い、生活の拠点を川本町に移しました。以前、業務をしていました東京は、自己研修プログラムがたくさんあり、外部監査、NPOのアカウントビリティ（＝財産管理の受託者がその委託者に対して負う会計上の責任）、成年後見人制度と興味のある研修に参加し、学んでまいりました。

その中で、行政評価について考える機会がありました。その書籍の冒頭にある文章を、ご紹介したいと思います。

行政を最終的に評価し、是正・改善させるのは、主権者たる国民・住民であり、その代表者からなる議会である。しかし、今日のように複雑、膨大化した行政に対するチェック機能を外部の者に広汎（＝範囲が広いこと）かつ恒常的に期待することに無理がある。取りわけ事前に予防的段階での改革・改善を提起しうるかとなると、一定の限界が生じるのも止むを得ない面がある。その事から、行政自体の自省・自律機能の重要性が再認識されている。

さて、昨日の議会の一般質問を傍聴しましたが、川本町行政自体の自省・自律機能は働いていたのでしょうか。深く考えていただきたいと改めて思いました。

平田代表  
監査委員 以前、伊藤忠商事の役員の方と仕事をする機会もあり、「人・モノ・カネ」の中で、人こそ一番大事だと仰っておりました。人のやる気を引き出すには、仕事に対する高い意識付けこそ重要であり、職場を元気にするのです。

とにかく、人が育つためには、仕事の仕組みづくりによる職場の環境整備こそ急務ではないでしょうか。そして公務員の方は公僕（＝公衆に奉仕する者、公務員などの称）であることを忘れずに、住民の福祉の増進に努めてください。4年間、ありがとうございました。

議 長 平田代表監査委員、ありがとうございました。

々 ここで、私、植田昌平は「議長の辞職願」を副議長に提出し、その取り扱いを一任したいと思います。副議長、前へお願い致します。

（副議長、自席より演台へ、議長、議長席から降段し、演台へ移動）

々 平成30年3月15日。川本町議会副議長、飯田武則殿。川本町議会議長、植田昌平。辞職願。このたび、下記理由により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。辞職理由、平成26年度一般会計決算認定において、悠邑ふるさと会館電気料の邑智郡総合事務組合実費徴収金について、誤りを指摘できずに認定し、その結果、今日まで損害を与え続けた。そして、その他の不祥事の隠蔽を議長として容認してきたことによりその責任をとらせなかった。結果として、仕事の仕方の改善、職員教育等にも結びつけることができなかつたことを、私は議会人として責任を痛感せざるを得ない。よって議長として責任を取り議長の職を辞任する。お願い致します。

（議長が辞職願を読み上げ、副議長へ提出し。）

（議長交代：飯田副議長が議長席へ、植田議長は議場より退出）

副議長 ただいま、植田議長から「議長の辞職願」が提出されましたので、私が議事進行をさせていただきます。

々 それでは、ここで暫時休憩を致します。 （午前10時19分）

々 議案の審議は終了しましたので、執行部の皆さん及び代表監査委員さんは、これで退席ください。議員の皆さんは、大会議室にご参集ください。 （午前10時20分）

（執行部・代表監査委員議場より退席。全議員、大会議室へ移動）

副議長 会議を再開します。 （午前10時49分）

々 それでは、会議規則第97条第2項により、「議長辞職について」を日程に追加し、

副議長 「追加日程第1」として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。よってそのように「決定」しました。

々 追加日程第1、「議長辞職について」を議題と致します。  
辞職理由については、先ほど植田議長が述べられましたとおりであります。

々 それでは、これより採決に入ります。  
この採決は「挙手」により行います。

々 植田議長の「辞職願」を許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「多数」であります。(賛成5人、反対2人)

々 よって、植田議長の「辞職願」を許可することに決定しました。

々 それでは、植田議長の出席を求めます。

(植田議長入場 9番の自席へ着座)

々 それでは、9番植田議長にお知らせ致します。提出されておりました「辞職願」は、許可されましたので、お知らせを致します。

々 「辞職願」が許可され、ただいま議長が欠員となりました。

々 ここで、暫時休憩を致します。議員の皆様は議員控室へお集まりください。  
(午前10時52分)

(全議員、議員控室へ移動)

副議長 会議を再開します。(午前11時24分)

々 お諮りします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加して、「追加日程第2」として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 追加日程第2、「議長の選挙」を行います。

副議長

選挙の方法は、投票により行います。  
議場を閉鎖致します。

(事務局長議場閉鎖)

々

ただいまの出席議員数は9名であります。

々

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番木村議員、3番高良議員を指名します。

々

投票用紙を配ります。

(事務局長・投票用紙を議員配布)

々

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。

(事務局長・投票箱を開いて全員に示す)

々

「異常なし」と認めます。

々

ただいまから、投票を行います。

々

それでは、1番山口議員から議席順に投票願います。  
(1番山口議員、2番木村議員、3番高良議員、4番石川議員、5番片岡議員、7番大畑議員、8番圓山議員、9番植田議員、6番飯田議員：議長席において最後に投票、投票箱は事務局長が演台から議長席へ持参し投票)

々

投票漏れはありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
投票漏れなしと認めます。

々

投票を終わります。

々

それでは、開票を行います。

々

2番木村議員、3番高良議員は開票の立会をお願いします。  
(演台にて開票作業中)

副議長

選挙の結果を報告致します。  
投票総数9票、うち有効投票7票。無効投票2票です。  
有効投票のうち、飯田議員6票、山口議員1票。  
以上のとおりであります。

々

この選挙の法定得票数は2票であります。  
投票の結果、不肖、私、飯田が議長として当選となりました。

々

それでは、議長就任にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。  
先ほど、議員の皆さんの投票によりまして、私、飯田が議長に当選をさせていただきました。議員各位の皆様方のご協力のもと、議長職を一生懸命努めて参りたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを致します。就任にあたり、ご挨拶を申し上げます。

※新議長  
飯田議員

議場の閉鎖を解きます。  
  
(事務局長議場開鎖)

々

ここで、暫時休憩を致します。議員の皆様は議員控室へお集まり下さい。  
(午前11時36分)

議長

会議を再開します。  
(午後0時59分)

々

ただいま副議長が欠員となりました。

々

お諮りします。  
この際、「副議長の選挙」を日程に追加して、「追加日程第3」として選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

々

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々

追加日程第3、「副議長の選挙」を行います。  
選挙の方法は、投票により行います。  
議場を閉鎖致します。  
  
(事務局長議場閉鎖)

々

ただいまの出席議員数は9名であります。

々

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に7番

議 長 大畑議員、9番植田議員を指名します。

々 投票用紙を配ります。

(事務局長・投票用紙を議員配布)

々 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。  
投票用紙の配布漏れはありませんか。  
〔「ありません」の声あり〕  
「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。

(事務局長・投票箱を開いて全員に示す)

々 「異常なし」と認めます。

々 ただいまから、投票を行います。

々 それでは、1番山口議員から議席順に投票願います。  
(1番山口議員、2番木村議員、3番高良議員、4番石川議員、5番片岡議員、7番大畑議員、8番圓山議員、9番植田議員、6番飯田議員：議長席において最後に投票、投票箱は事務局長が演台から議長席へ持参し投票)

々 投票漏れはありませんか。  
〔「ありません」の声あり〕  
投票漏れなしと認めます。

々 投票を終わります。

々 それでは、開票を行います。

々 7番大畑議員、9番植田議員は開票の立会をお願いします。  
(演台にて開票作業中)

々 選挙の結果を報告致します。  
投票総数9票、うち有効投票9票。無効投票0票です。  
有効投票のうち、片岡議員4票、高良議員4票、石川議員1票。  
以上のとおりであります。

々 この選挙の法定得票数は3票であります。  
片岡議員、高良議員の得票数はいずれもこれを超えており、同数の4票であります。  
この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規

- 議長 定を準用して、クジで当選人を決定する事になっています。
- 々 規定により、片岡議員、高良議員はクジを引いていただきます。
- (事務局長、演台にクジを用意)
- 々 クジは2回引きます。
- 1回目は、クジを引く順序を決めるためのものです。
- 2回目は、この順序によって、クジを引き、当選人を決定するためのものです。
- 々 開票立会人の大畑議員、植田議員はクジの立ち会いをお願いします。
- この1回目のクジで、数字の少ない棒を引いた者が、次の2回目のクジを先に引く事と致します。
- 々 まず、クジを引く順序を決めるクジを引きます。議席番号の順にクジをお引き下さい。
- (各議員、クジを引く)
- 々 クジを引く順序が決定しましたので、報告します。
- 初めに、片岡議員、次に高良議員です。
- ただいまの順序により、当選人を決定するクジを引きます。なお、当選者は、数字の多い棒を引いた者とします。
- 々 まず、片岡議員が、次に高良議員が、クジを引いて下さい。
- (各議員、クジを引く)
- 々 両名ともクジを引き終わりましたので、それぞれ手元の数字をお見せ願います。
- 片岡議員が9、高良議員が3。
- 々 クジの結果を報告致します。
- クジの結果、片岡議員が当選人と決定致しました。
- 々 ただいま副議長に当選された片岡議員に、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。
- 々 続いて、新副議長当選承諾並びにあいさつをお願いします。5番片岡議員。
- 新副議長 先ほどは選挙の結果、そして厳正なクジの結果、副議長に当選を致しました。これ  
片岡議員 からは副議長として、議長を補佐し、議会が円滑にそして活発に運営されます事に尽力を致したいと思っております。どうか皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。  
議場の閉鎖を解きます。
- (事務局長議場開鎖)
- 々 ここで、暫時休憩と致します。議員の皆様は控え室へお集まり下さい。  
(午後1時11分)
- 議長 それでは、会議を再開します。  
(午後1時49分)
- 々 先ほどの正副議長交代に伴い報告を致します。総務教民常任委員会から報告がございまして、互選の結果、委員長に植田昌平議員が委員長という事が報告がございましたのでお知らせを致しますと同時に、議会構成の異動に伴い関係一部事務組合議会議員の辞表が提出されました。
- 々 お諮りします。  
この際、「江津邑智消防組合議会議員の補欠選挙」、「邑智郡公立病院組合議会議員の補欠選挙」を一括して議事日程に追加し、「追加日程第4」、「追加日程第5」として、順次選挙を行うことにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
- 々 それでは、「江津邑智消防組合議会議員の補欠選挙」、「邑智郡公立病院組合議会議員の補欠選挙」を一括して議事日程に追加し、「追加日程第4」、「追加日程第5」として、順次選挙を行うことにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
- 々 それでは、追加日程第4「江津邑智消防組合議会議員の補欠選挙」を行います。  
この補欠選挙の定数は1名です。  
お諮りします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 々 異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定しました。
- 々 それでは、お手元に配布してあります名簿のとおり指名致します。



- 議長 お諮りします。  
ただいま指名致しました1名を当選人として認める事にご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、木村議員が江津邑智消防組合議会議員の選挙に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を致します。
- 々 次に、追加日程第5「邑智郡公立病院組合議会議員の補欠選挙」を行います。  
この補欠選挙の定数は1名です。  
お諮りします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法については、議長が指名する事にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定しました。
- 々 それでは、お手元に配布してあります名簿のとおり指名致します。  
お諮りします。  
ただいま指名しました1名を当選人として定める事にご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、飯田議員が邑智郡公立病院組合議会の選挙に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知を致します。
- 々 お諮りします。  
この際、「議席の一部変更について」を日程に追加し、追加日程第6、として行う事にご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。よってそのように決定しました。
- 々 追加日程第6、「議席の一部変更について」を行います。  
議長の交代に伴いまして、会議規則第3条第3項の規定によって、議席を変更させていただきます。  
5番植田議員、6番片岡議員、9番飯田議員。  
以上のように変更させていただきます。
- 々 これをもって、本日の会議を閉じ、平30年第1回川本町議会定例会を閉会致します。

議 長 | す。  
お疲れ様でした。

(午後 1 時 5 5 分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻 本 博 志 が記載したもので、その内容において、  
正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会旧議長

川本町議会新議長

川本町議会議員

川本町議会議員